

香川地方最低賃金審議会
第3回香川県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会

会議次第

令和6年10月7日（月）10：00～
香川労働局第1会議室

1 開会

2 議題

（1）香川県特定（電気）最低賃金額改正の審議について

（2）その他

3 閉会

香川地方最低賃金審議会
第3回香川県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会

資料目次

- 1 日本標準産業分類 抜粋・・・1
- 2 日本標準産業分類の改正に伴う特定最低賃金の取扱いについて・・・9
- 3 答申別紙例（「」（カンマ）の修正）（新）等・・・11
- 4 令和5年特定最賃（電気）の改正決定に関する報告書、答申・・・13

日本標準産業分類 括弧

第14回改定(令和6年4月1日~)

大分類E—製造業
総説

この大分類には、有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新たな製品を製造し、これを卸売する事業所が分類される。

製造業

製造業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。

(1) 新たな製品の製造加工を行う事業所であること。
したがって、単に製品を選別するとか、包装の作業を行う事業所は製造業とはしない。なお、完成された部分品を組み立てるだけの作業(組立作業)を行つ事業所には製造業に分類される。
ただし、土地に定着する工作物については、組立作業であつても製造業としない。また、修理と呼ばれる行為のなかには、製造行為とみなされるものがあり、そのような事業所は製造業に分類される。

すなわち、船舶の修理、鉄道車両の修理又は改造(自家用を除く)、航空機及び航空機用原動機のオーバーホール並びに金属加工機械又は金属加工機械をすえ付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行つ事業所である。

(2) 新たな製品を主として卸売する事業所であること。

ここでいう卸売とは次の業務をいう。

(1) 卸売業者又は小売業者に販売すること。
(1) 産業用使用者(工場、鉱業所、建設業者、法人組織の農林水産業者、各種会社、官公庁、学校、病院、ホテルなど)に大量又は多額に製品を販売すること。
(1) 主として業務用に使用される商品(事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械(農業用器具を除く)、建設材料(木材、セメント、板ガラス、かわらなど)などを)を販売すること。

(1) 同一企業に属する他の事業所(同一企業の他の工場、販売所など)に製品を引き渡すこと。

上記(1)及び(2)の条件を備えた事業所が製造業に分類される。
ただし、自ら製造したものをお店舗によらず個人へ販売する場合(製品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している)には、製造業に分類される。
一方、自ら製造した製品を店舗によりその場で個人又は家庭用消費者へ販売するいわゆる製造小売業は製造業とせず小売業に分類される。

第13回改定(～令和6年3月31日)

大分類E—製造業
総説

この大分類には、有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新たな製品を製造し、これを卸売する事業所が分類される。

製造業

製造業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。

(1) 新たな製品の製造加工を行う事業所であること。
したがって、単に製品を選別するとか、包装の作業を行う事業所は製造業とはしない。なお、完成された部分品を組み立てるだけの作業(組立作業)を行つ事業所には製造業に分類される。
ただし、土地に定着する工作物については、組立作業であつても製造業としない。また、修理と呼ばれる行為のなかには、製造行為とみなされるものがあり、そのような事業所は製造業に分類される。

すなわち、船舶の修理、鉄道車両の修理又は改造(自家用を除く)、航空機及び航空機用原動機のオーバーホール並びに金属加工機械又は金属加工機械をすえ付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行つ事業所である。

(2) 新たな製品を主として卸売する事業所であること。

ここでいう卸売とは次のような業務をいう。

(1) 卸売業者又は小売業者に販売すること。
(1) 産業用使用者(工場、鉱業所、建設業者、法人組織の農林水産業者、各種会社、官公庁、学校、病院、ホテルなど)に大量又は多額に製品を販売すること。
(1) 主として業務用に使用される商品(事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械(農業用器具を除く)、建設材料(木材、セメント、板ガラス、かわらなど)などを)を販売すること。

(1) 同一企業に属する他の事業所(同一企業の他の工場、販売所など)に製品を引き渡すこと。

上記(1)及び(2)の条件を備えた事業所が製造業に分類される。
ただし、自ら製造したものをお店舗によらず個人へ販売する場合(製品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している)には、製造業に分類される。
一方、自ら製造した製品を店舗によりその場で個人又は家庭用消費者へ販売するいわゆる製造小売業は製造業とせず小売業に分類される。

分類項目の新旧対照表(Ⅴ—製造業)

第14回改定(令和6年4月1日~)

事業所	第13回改定(令和6年3月31日)
<p>製造業の事業所は一般に工場、作業所などと呼ばれるものである。いわゆる家内工業においては、住居を作業場とする場合も多いが、この作業場で製造加工を主として行っている場合には本分類に含まれ、事業主の住居が分類を適用する場合の事業所となる。また、主として管理事務を行う本社、本店などは、管理する全事業所を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき分類項目の属する中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行つる事業所」の該当項目に分類し、別の場所にある自己製品の販売事業所は大分類I—卸売業、小売業に分類される。</p>	<p>事業所</p> <p>製造業の事業所は一般に工場、作業所などと呼ばれるものである。いわゆる家内工業においては、住居を作業場とする場合も多いが、この作業場で製造加工を主として行っている場合には本分類に含まれ、事業主の住居が分類を適用する場合の事業所となる。また、主として管理事務を行う本社、本店などは、管理する全事業所を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき分類項目の属する中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行つる事業所」の該当項目に分類し、別の場所にある自己製品の販売事業所は大分類I—卸売業、小売業に分類される。</p> <p>製造業と他産業との関係</p> <p>(1) 農林漁業との関係</p> <p>(ア) 農家、漁家が同一構内(屋敷内)で製造活動を行つている場合、主として自家栽培又は取得した原材料を使用して製造加工を行つている場合は大分類H—農業、林業又は大分類D—漁業に分類される。</p> <p>ただし、同一構内に工場、作業所とみられるものがあり、その製造活動に専従の常用従業者がいるときは製造業に分類される。</p> <p>(イ) 渔船内において行つる製造加工は製造業とせず、大分類B—漁業に分類される。</p> <p>(ウ) 薪及び木炭の製造、立木からの中材生産、採木現場に移動して行つる製材、採取現場における粗製しよう腦の製造は製造業とせず、大分類H—農業、林業に分類される。</p> <p>(2) 情報通信業との関係</p> <p>(ア) 新聞社・出版社に属する事業所であつて、印刷のみを行つているものは製造業に分類される。</p> <p>ただし、新聞社・出版社で自ら印刷を行う場合であつても、主として発行、出版の業務を行つている事業所は製造業としない。</p> <p>(イ) 情報を記録した物を大量に複製・製造する場合は製造業とする。</p> <p>ただし、マスターープなど原盤を制作する場合は製造業としない。</p>

分類項目の新旧対照表(Ⅲ—製造業)

第14回改定(令和6年4月1日~)

中分類25—はん用機械器具製造業

総 説

この中分類には、はん用的に各種機械に組み込まれ、あるいは取り付けをすることで用いられる機械器具を製造する事業所が分類される。
なお、電子計算機等の情報通信機械器具に附属する装置を生産する事業所は中分類30—情報通信機械器具製造業に、電気機械器具、情報通信機械器具などに用いられる電子部品、デバイス、電子回路を製造する事業所は中分類28—電子部品・デバイス・電子回路製造業にそれぞれ分類される。

小分類 細分類
番号 番号 管理、補助的経済活動を行う事業所(25はん用機械器具製造業)
250

2500 主として管理事務を行う本社等
主としてはん用機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行ふ事業所をいう。
○管理事務を行う本社・本所・支社・支所

2509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
主としてはん用機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。
○自家用車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用倉庫

第13回改定(～令和6年3月31日)

中分類25—はん用機械器具製造業

総 説

この中分類には、はん用的に各種機械に組み込まれ、あるいは取り付けをすることで用いられる機械器具を製造する事業所が分類される。
なお、電子計算機等の情報通信機械器具に附属する装置を生産する事業所は中分類30—情報通信機械器具製造業に、電気機械器具、情報通信機械器具などに用いられる電子部品、デバイス、電子回路を製造する事業所は中分類28—電子部品・デバイス・電子回路製造業にそれぞれ分類される。

小分類 細分類
番号 番号 管理、補助的経済活動を行う事業所(25はん用機械器具製造業)
250

2500 主として管理事務を行う本社等
主としてはん用機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行ふ事業所をいう。
○管理事務を行う本社・本所・支社・支所

2509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
主としてはん用機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。
○自家用車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用倉庫

分類項目の新旧対照表(E-1製造業)

第14回改定(令和6年4月1日~)		第13回改定(~令和6年3月31日)	
251	ボイラ・原動機製造業	251	ボイラ・原動機製造業
2511	ボイラ製造業 主としてボイラ及び附属品を製造する事業所をいう。 主として加熱用としての温水ボイラを製造する事業所は中分類24[2433]に分類される。 ○工業用ボイラ製造業；原動機用ボイラ製造業；発電用ボイラ製造業 ×温水ボイラ製造業[2433]	2511	ボイラ製造業 主としてボイラ及び附属品を製造する事業所をいう。 主として加熱用としての温水ボイラを製造する事業所は中分類24[2433]に分類される。 ○工業用ボイラ製造業；原動機用ボイラ製造業；発電用ボイラ製造業 ×温水ボイラ製造業[2433]
2512	蒸気機関・タービン・水力タービン製造業(船用を除く) 主として蒸気機関、蒸気タービン、水力タービン及びガスタービンを製造する事業所をいう。 主として機関車の製造、改造を行う事業所は中分類31[3121]に、ターボセネレータを製造する事業所は中分類29[2911]に分類される。 ○蒸気機関製造業；蒸気タービン製造業；水力タービン製造業 ×機関車製造業[3121]；ターボセネレータ製造業[2911]	2512	蒸気機関・タービン・水力タービン製造業(船用を除く) 主として蒸気機関、蒸気タービン、水力タービン及びガスタービンを製造する事業所をいう。 主として機関車の製造、改造を行う事業所は中分類31[3121]に、ターボセネレータを製造する事業所は中分類29[2911]に分類される。 ○蒸気機関製造業；蒸気タービン製造業；水力タービン製造業 ×機関車製造業[3121]；ターボセネレータ製造業[2911]
2513	はん用内燃機関製造業 主として一般用の内燃機関を製造する事業所をいう。 主として自動車用及び二輪自動車用エンジンを製造する事業所は中分類31[3113]に、船用機関を製造する事業所は中分類31[3134]に、航空機用エンジンを製造する事業所は中分類31[3142]に分類される。 ○はん用ガソリン機関製造業；はん用石油機関製造業；はん用ディーゼル機関製造業；はん用ガス機関製造業 ×自動車用内燃機関製造業[3113]；二輪自動車用内燃機関製造業[3134]；航空機用内燃機関製造業[3142]	2513	はん用内燃機関製造業 主として一般用の内燃機関を製造する事業所をいう。 主として自動車用及び二輪自動車用エンジンを製造する事業所は中分類31[3113]に、船用機関を製造する事業所は中分類31[3134]に、航空機用エンジンを製造する事業所は中分類31[3142]に分類される。 ○はん用ガソリン機関製造業；はん用石油機関製造業；はん用ディーゼル機関製造業；はん用ガス機関製造業 ×自動車用内燃機関製造業[3113]；二輪自動車用内燃機関製造業[3134]；航空機用内燃機関製造業[3142]
2519	その他の原動機製造業 主として他に分類されない原動機を製造する事業所をいう。 ○風力機関製造業；圧縮空気機関製造業；水車製造業(水力タービンを除く)；特殊車両用エンジン製造業 ×蒸気缶製造業[2446]	2519	その他の原動機製造業 主として他に分類されない原動機を製造する事業所をいう。 主な製品は、水車(水力タービンを除く)、風力機関、圧縮空氣機関などである。 ○風力機関製造業；圧縮空気機関製造業；水車製造業(水力タービンを除く)；特殊車両用エンジン製造業 ×蒸気缶製造業[2446]

分類項目の新旧対照表(Ⅳ-製造業)

第14回改定(令和6年4月1日~)		第13回改定(~令和6年3月31日)	
312	鉄道車両・同部分品製造業 鉄道車両製造業 主として鉄道事業の用に供する車両の製造、修理又は改造成を行ふ事業所をいう。 ただし、鉄道車両の修理、改造成を行う事業所で、家用のものは大分類H-運輸業、郵便業[42]に分類される。 ○機関車製造業；客車製造業；電車製造業；気動車製造業；貨車製造業；特殊車両製造業 ×動力付運搬車製造業[3159]；フォークリフトトラック製造業[3151]	312 鉄道車両・同部分品製造業 鉄道車両製造業 主として鉄道事業の用に供する車両の製造、修理又は改造成を行ふ事業所をいう。 ただし、鉄道車両の修理、改造成を行う事業所であつて鉄道業の自家用のものは大分類H-運輸業、郵便業[42]に分類される。 ○機関車製造業；客車製造業；電車製造業；気動車製造業；貨車製造業；特殊車両製造業 ×動力付運搬車製造業[3159]；フォークリフトトラック製造業[3151]	3121 鉄道車両・同部分品製造業 鉄道車両製造業 主として鉄道事業の用に供する車両の製造、修理又は改造成を行ふ事業所をいう。
3122	鉄道車両用部分品製造業 主として鉄道車両用の部分品を製造する事業所をいう。 ○フレーキ装置製造業；シャンバ連結器製造業；戸閉装置製造業	3122 鉄道車両用部分品製造業 主として鉄道車両用の部分品を製造する事業所をいう。 主な製品は、鐵道車両用フレーキ装置、シャンバ連結器、戸閉装置などである。 ○フレーキ装置製造業；シャンバ連結器製造業；戸閉装置製造業	3121 鉄道車両用部分品製造業 主として鉄道車両用の部分品を製造する事業所をいう。
313	船舶製造・修理業、船用機関製造業 船舶製造・修理業 主として船舶の製造・修理設備として造船台、ドック若しくは引揚船台を有し、船舶を製造又は修理する事業所をいう。 ただし、主として船体ブロックの製造若しくは船舶用の部分品(甲板機械、アンカーチェーン、プロペラ、ギア品など)のみを製造・修理する事業所又は下請けとして塗装工事、船台工事、建具工事、配線工事などをを行う事業所は本分類に含まれない。 また、舟艇を製造又は修理する事業所は細分類3133に分類される。 ○鋼船製造・修理業；木造船製造・修理業；木製漁船製造・修理業 ×船舶部分品製造業[部分品の種類によりそれぞれの箇所に分類される]；船体塗装業[0771]；船内配線業[0812]；舟艇製造・修理業[3133]；船用機関製造業[3134]；船用機関修理業[9011]	313 船舶製造・修理業、船用機関製造業 船舶製造・修理業 主として船舶の製造・修理設備として造船台、ドック若しくは引揚船台を有し、船舶を製造又は修理する事業所をいう。	3131 船舶製造・修理業 主として船体ブロック若しくは船舶用の部分品(甲板機械、アンカーチェーン、プロペラ、ギア品など)のみを製造・修理する事業所又は下請けとして塗装工事、船台工事、建具工事、配線工事などをを行う事業所は本分類に含まれない。 また、舟艇を製造又は修理する事業所は細分類3133に分類される。 ○鋼船製造・修理業；木造船製造・修理業；木製漁船製造・修理業 ×船舶部分品製造業[部分品の種類によりそれぞれの箇所に分類される]；船体塗装業[0771]；船内配線業[0812]；舟艇製造・修理業[3133]；船用機関製造業[3134]；船用機関修理業[9011]

分類項目の新旧対照表(三一製造業)

第14回改定(令和6年4月1日~)

第14回改定(令和6年4月1日~)		第13回改定(~令和6年3月31日)	
3132 船体ブロック製造業 主として鋼船の船体ブロックを製造する事業所をいう。	3132 船体ブロック製造業 主として鋼船の船体ブロックを製造する事業所をいう。 ○船体ブロック製造業	3132 船体ブロック製造業 主として船用の蒸気機関、蒸気タービン、内燃機関を製造する事業所をいう。 ○舟艇製造業;ヨット製造・修理業;ボート製造・修理業;強化プラスチック製舟艇製造業	3132 船体ブロック製造業 主として船用の蒸気機関、蒸気タービン、内燃機関を製造する事業所をいう。 ○舟艇製造業;ヨット製造・修理業;ボート製造・修理業;強化プラスチック製舟艇製造業
3133 舟艇製造・修理業 主として舟艇を製造又は修理する事業所をいう。 ○ヨット製造・修理業;ボート製造・修理業;強化プラスチック製舟艇製造業	3133 舟艇製造・修理業 主として舟艇を製造又は修理する事業所をいう。 ○舟艇製造業;ヨット製造・修理業;ボート製造・修理業;強化プラスチック製舟艇製造業	3133 舟艇製造・修理業 主として船用の蒸気機関、蒸気タービン、内燃機関を製造する事業所をいう。 ○船用機関製造業;船用内燃機関製造業 ×船用機関修理業[9011]	3133 舟艇製造・修理業 主として船用の蒸気機関、蒸気タービン、内燃機関を製造する事業所をいう。 ○舟艇製造業;ヨット製造・修理業;ボート製造・修理業;強化プラスチック製舟艇製造業
3134 船用機関製造業 主として船用の蒸気機関、蒸気タービン、内燃機関を製造する事業所をいう。 ○船用内燃機関製造業 ×船用機関修理業[9011]	3134 船用機関製造業 主として船用の蒸気機関、蒸気タービン、内燃機関を製造する事業所をいう。 ○船用機関製造業;船用内燃機関製造業 ×船用機関修理業[9011]	3134 船用機関製造業 主として船用の蒸気機関、蒸気タービン、内燃機関を製造する事業所をいう。 ○船用機関製造業;船用内燃機関製造業 ×船用機関修理業[9011]	3134 船用機関製造業 主として船用の蒸気機関、蒸気タービン、内燃機関を製造する事業所をいう。 ○船用機関製造業;船用内燃機関製造業 ×船用機関修理業[9011]
314 航空機・同附属品製造業 航空機製造業 主として飛行機、滑空機、飛行船及び気球のような航空機の製造若しくは組立てを行う事業所をいう。 また、航空機部分品及び補助装置を併せて製造する事業所も本分類に含まれる。	314 航空機・同附属品製造業 航空機製造業 主として飛行機、滑空機、飛行船及び気球のような航空機の製造若しくは組立てを行う事業所をいう。 また、航空機部分品及び補助装置を併せて製造する事業所も本分類に含まれる。	314 航空機・同附属品製造業 航空機製造業 主として飛行機、滑空機、飛行船及び気球のような航空機の製造若しくは組立てを行う事業所をいう。 また、航空機部分品及び補助装置を併せて製造する事業所も本分類に含まれる。 主として原動機、プロペラ及びその他の航空機部分品及び補助装置を製造するが、航空機の製造若しくは組立てを行わない事業所は細分類3142又は3149に分類される。 なお、航空機のオーバーホールを行う事業所も本分類に含まれる。 ○飛行機製造業;滑空機製造業;飛行船製造業;気球製造業 ×航空原動機・同部品製造業[3142];航空機プロペラ・同部品製造業[3149];宣伝用気球(アドバリン)製造業[3292];気象観測用バルーン製造業[3199];航空機整備業[9011]	314 航空機・同附属品製造業 航空機製造業 主として原動機、プロペラ及びその他の航空機部分品及び補助装置を製造するが、航空機の製造若しくは組立てを行わない事業所は細分類3142又は3149に分類される。 また、航空機部分品及び補助装置を併せて製造する事業所も本分類に含まれる。 主として原動機、プロペラ及びその他の航空機部分品及び補助装置を製造するが、航空機の製造若しくは組立てを行わない事業所は細分類3142又は3149に分類される。 なお、航空機のオーバーホールを行う事業所も本分類に含まれる。 ○飛行機製造業;滑空機製造業;飛行船製造業;気球製造業 ×航空原動機・同部品製造業[3142];航空機プロペラ・同部品製造業[3149];宣伝用気球(アドバリン)製造業[3292];気象観測用バルーン製造業[3199];航空機整備業[9011]

分類項目の新旧対照表(Ⅳ一製造業)

第14回改定(令和6年4月1日~)

中分類28-電子部品・デバイス・電子回路製造業
総 説

この中分類には、主として電気機械器具、情報通信機械器具などに用いられる電子部品、デバイス及び電子回路を製造する事業所が分類される。
民生用電気機械器具を製造する事業所は中分類29-電気機械器具製造業に、電子計算機・同附属装置、通信機械器具・同関連機械器具を製造する事業所は中分類30-情報通信機械器具製造業に分類される。

小分類 細分類
番号 番号

280 管理、補助的経済活動を行う事業所(28電子部品・デバイス・電子回路製造業)
主として電子部品・デバイス・電子回路製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。
○管理事務を行う本社・本所・支社・支所

小分類 細分類
番号 番号

280 管理、補助的経済活動を行う事業所(28電子部品・デバイス・電子回路製造業)
主として電子部品・デバイス・電子回路製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。
○管理事務を行う本社・本所・支社・支所

2809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
主として電子部品・デバイス・電子回路製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。
○自家用車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用倉庫

2809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
主として電子部品・デバイス・電子回路製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。
○自家用車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用倉庫

第13回改定(～令和6年3月31日)

中分類28-電子部品・デバイス・電子回路製造業
総 説

この中分類には、主として電気機械器具、情報通信機械器具などに用いられる電子部品、デバイス及び電子回路を製造する事業所が分類される。
民生用電気機械器具を製造する事業所は中分類29-電気機械器具製造業に、電子計算機・同附属装置、通信機械器具・同関連機械器具を製造する事業所は中分類30-情報通信機械器具製造業に分類される。

小分類 細分類
番号 番号

280 管理、補助的経済活動を行う事業所(28電子部品・デバイス・電子回路製造業)
主として電子部品・デバイス・電子回路製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。
○管理事務を行う本社・本所・支社・支所

分類項目の新旧対照表(Е一製造業)

第14回改定(令和6年4月1日~)	第13回改定(~令和6年3月31日)
281 電子デバイス製造業 2811 電子管製造業 主として光源用以外の電子管を製造する事業所をいう。 主として水銀放電灯などの光源用の電子管を製造する事業所は中分類29[2941]に分類される。 ○真空管製造業(通信用のもの);X線管製造業;水銀整流管製造業;光電管製造業;マイクロ波管製造業;放電管製造業[2813] ×水銀放電灯製造業[2941];トランジスタ製造業[2813]	281 電子デバイス製造業 2811 電子管製造業 主として光源用以外の電子管を製造する事業所をいう。 主として水銀放電灯などの光源用の電子管を製造する事業所は中分類29[2941]に分類される。 主な製品は、受信用真空管、送信用真空管、放電管、プラウン管、X線管、水銀整流管などである。 ○真空管製造業(通信用のもの);X線管製造業;水銀整流管製造業;光電管製造業;バラスト管製造業;マイクロ波管製造業 ×水銀放電灯製造業[2941];トランジスタ製造業[2813]
2812 光電変換素子製造業 主として光電変換素子製造業(半導体素子を除く)を製造する事業所をいう。 ○発光ダイオード製造業;フォトカプタ製造業;インカラブタ製造業 ×トランジスタ製造業[2813]	2812 光電変換素子製造業 主として光電変換素子製造業(半導体素子を除く)を製造する事業所をいう。 主な製品は、発光ダイオードなどである。 ○発光ダイオード製造業;フォトカプタ製造業;インカラブタ製造業 ×トランジスタ製造業[2813]
2813 半導体素子製造業(光電変換素子を除く) 主として半導体素子を製造する事業所をいう。 ○ダイオード製造業;トランジスタ製造業;サイリスタ製造業;サーミスタ製造業 ×発光ダイオード製造業[2812]	2813 半導体素子製造業(光電変換素子を除く) 主として半導体素子を製造する事業所をいう。 主な製品は、ダイオード、トランジスタ、シリスタ、サーミスタなどである。 ○ダイオード製造業;トランジスタ製造業;サイリスタ製造業;サーミスタ製造業 ×発光ダイオード製造業[2812]

日本標準産業分類の改定について

資料No.2

1 日本標準産業分類の改定の概要

令和5年6月、日本標準産業分類の改定が告示され、令和6年4月1日に施行予定とされている。
改定の主な内容は、「百貨店」、「総合スーパー・マーケット」、「均一価格店」等の分類項目の新設、名称変更による「砂糖・でんぶん糖類製造業」、「、「」（カシマ）の「、「」（カシマ）への修正等の設定などなどしている。

2 日本標準産業分類の改定の影響を受ける特定最低賃金

現在設定されている特定最低賃金において産業分類の改定の影響を受ける主な産業は、「糖類製造業」、「各種商品小売業」、「百貨店、総合スーパー」の3種（改定の内容な次の表を参照）。このほか「、「」（カシマ）の修正により、多くの特定最低賃金において改正の対応が必要となる。

＜旧産業分類＞

中分類	小分類	細分類	項目名
09	095		食料品製造業
56	561	5611	百貨店、総合スーパー
	569	5699	その他の各種商品小売業 (従業者が常時50人未満のもの)
58	589	5891	飲食料品小売業
60	603	6031	コンビニエンスストア
	609	6091	その他の小売業
			ドラッグストア
			ホームセンター



＜新産業分類＞

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
09	095	095	食料品製造業	名称変更
56	561	5611	各種商品小売業	「百貨店、総合スーパー」 を分割して新設
	562	5621	百貨店	「百貨店、総合スーパー」 を分割して新設
	563	5631	総合スーパー・マーケット	「百貨店、総合スーパー」 を分割して新設
	564	5641	コンビニエンスストア	移動
	565	5651	ドラッグストア	移動
	566	5661	ホームセンター	移動
	569	5699	均一価格店	新設
			その他の各種商品小売業	名称変更

3 日本標準産業分類の改定を踏まえた特定最低賃金の取扱いのポイント

- 申出を行つ関係労使に対して、**現在設定されている特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更するかどうかを確認**すること。
- 適用対象業種の範囲を**変更するものではない場合は改正**と取り扱うこと。この場合、**改正と新設とで申出の要件が異なることに留意**すること。
- 改正、新設、廃止の各ケースにおける申出及び決定の際の件名及び適用対象業種の範囲の表示については、右表のとおり。

改正	新設	廃止	申出	決定
旧	新	旧	新	新
新	新	新	新	新
旧	旧	旧	旧	旧

(旧：旧産業分類、新：新産業分類)

日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて（改正の手順）

各種商品小売業 最低賃金 改正申出書	百貨店、総合スーパー 最低賃金 改正申出書	糖類製造業 最低賃金 改正申出書
--------------------------	-----------------------------	------------------------

- ・現行の特定最低賃金の改訂であることの確認
- ・適用対象業種の範囲に変更がないことの確認

申出要件を確認し、受付

申出書の件名（旧産業分類）で必要性審議の諮詢

必要性の審議

必要性
有

必要性
無

申出書の件名（旧産業分類）で答申

申出書の件名
(旧産業分類)
で答申

件名変更等は
しない

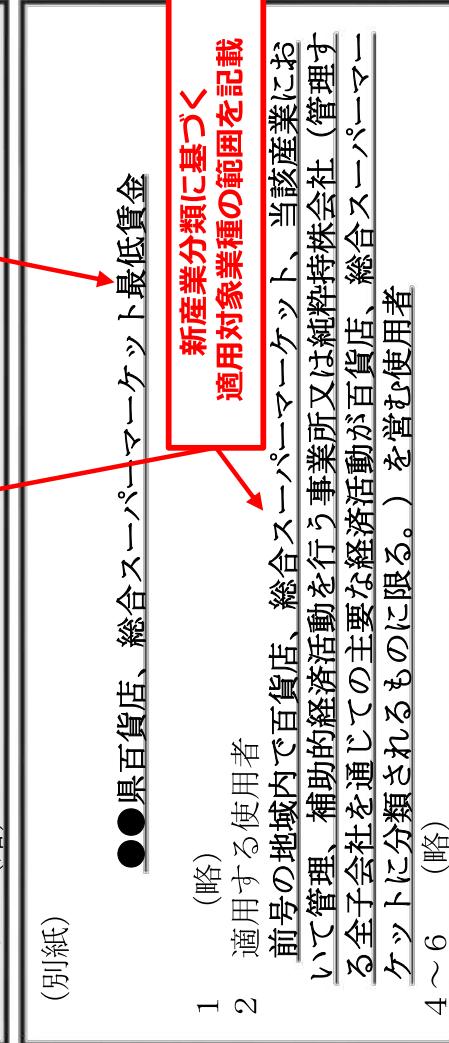
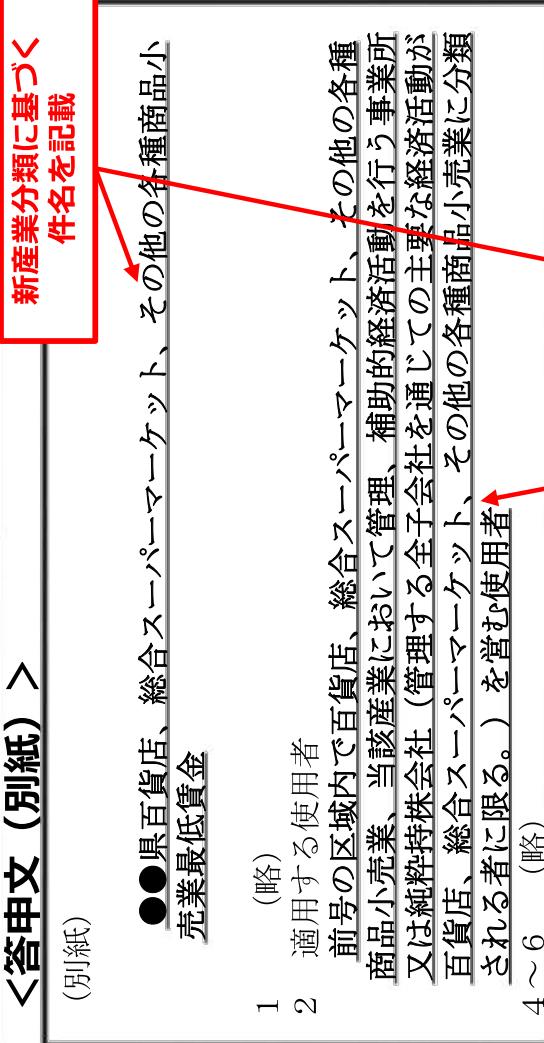
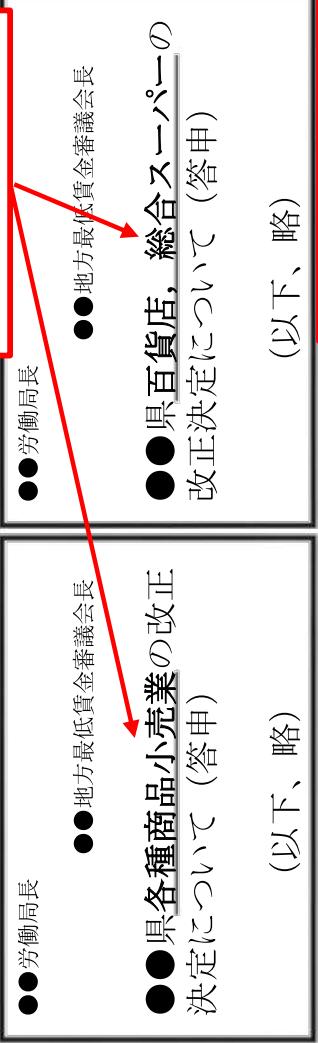
申出書の件名（旧産業分類）で
金額審議の諮詢

●●県百貨店、総合スーパー
最低賃金

- ・金額審議において改訂金額について答申
- ・答申文（本体）の件名は諮詢に揃える
- ・答申文（別紙）に新産業分類に基づく件名
- 及び適用対象業種の範囲を記載

答申文のイメージ

件名は諮詢間に揃える



答申別紙例（「、」（カンマ）の修正） (新)

別紙

○○県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

○○県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金

1 適用する地域

○○県の区域

2 適用する使用者

前号の区域内で船舶製造・修理業、舶用機関製造業（船舶製造・修理業のうち木造船製造・修理業、木製漁船製造・修理業及び舟艇製造・修理業を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、舶用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けの業務に主として従事するもの

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間○○○円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

別 紙

○○県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

○○県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業、舶用機関製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、舶用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1） 18歳未満又は65歳以上の者

（2） 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

（3） 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間○○○円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

令和5年10月13日

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田 潤子 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会

部会長 東 圭介

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年8月7日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

東 圭 介

門 裕 介

池 田 晃

春日川 路子

土 田 和 樹

木 下 和 洋

高 塚 順 子

箸 方 丈 人

窪 田 伸 一

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理, 補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、電気機械器具製造業（電池製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理, 補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は貯いの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 982 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（令和5年12月15日）

令和5年10月13日

香川労働局長
栗尾 保和 殿

香川地方最低賃金審議会
会長 柴田 潤子

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年8月7日付け香労発基0807第2号をもって貴職から諮問の
あった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に
達したので答申する。

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、電気機械器具製造業（電池製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は貯いの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃額

1時間 982円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（令和5年12月15日）